

Q58

担保貯金より借入金等の残高が少ない場合でも、担保貯金全額について貯金等の払戻しや保険金の支払が保留されるのですか。

Ans.

- ① 資金援助方式の場合、担保権が解除されるか、被担保債権（借入金等）が返済や相殺^(注)等により消滅するまでの間、担保貯金の払戻しを保留することになります。この場合、付保貯金等の払戻しを保留する範囲は、担保設定時の条件等により異なりますので、破綻農水産業協同組合に照会してください。
- ② 保険金支払方式の場合も、担保権が解除されるか、被担保債権（借入金等）が返済や相殺^(注)等により消滅するまでの間、担保貯金に対する保険金の支払を保留します。

この場合、保険金の支払を保留する範囲は、担保設定時の条件等により異なりますので、貯金保険機構が保険金支払時に郵送する「保険金支払保留通知」で確認してください。

(注) 担保貯金と借入金等を相殺する場合の手続については、Q46を参照してください。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及